入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 10 月 28 日

支出負担行為担当官
九州農政局長 荻野　憲一

記

1　競争入札に付する事項
（１）件　　名　令和８年度九州農政局鹿児島市小川町庁舎外６庁舎で使用する電気の調達（低圧電力）
（２）仕　　様　仕様書のとおり
（３）供 給 期 間　仕様書のとおり
（４）需 要 場 所　仕様書のとおり

2　競争に参加する者に必要な資格等に関する事項
（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人が契約締結のために必要な同意をその法定代理人保佐人又は補助人から得ている場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている九州・沖縄地域の競争参加有資格者であること。
（４）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
（５）予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、以下の要件を満たす者であること。
（ア）電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示をしていること。
（イ）二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、入札説明書に示す配点に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。
（６）６のウの証明書等の提出期限の日から９（２）の開札日時までの間において、契約担当官等から「九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 10 月 23 日付け 26 九総第 548 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　「調達ポータル」の利用
本件は、競争参加資格の確認のための証明書等提出及び入札を調達ポータル中の政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子入札方式」という。）で行う対象案件である。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101
なお、電子入札方式によりがたい者は、持参又は郵送による証明書等提出及び入札に変更することができる（以下「紙入札方式」という。）。
また、政府電子調達システム（GEPS）において、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合には、開札日時の変更又は紙入札方式に代える場合がある。

4　入札方法
（１）入札は、紙入札方式を除き、政府電子調達システム(GEPS)による。また、本業務においては、

個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。

（２）入札金額は、一切の諸経費等を含めた上で、各事業者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ発注者が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価とする。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。

（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

５　契約条項を示す場所等及び入札説明書等の取得方法

（１）契約条項を示す場所及び問合せ先

〒860-8527 熊本市西区春日２丁目10番１号（熊本地方合同庁舎Ａ棟４階）
九州農政局総務部会計課調達係
電話　096-211-9111　内線4084
メール　kyushu_kaikeichotatsu@maff.go.jp

（２）入札手続等に関する担当部局

〒860-8527 熊本市西区春日２丁目10番１号（熊本地方合同庁舎Ａ棟４階）
九州農政局総務部会計課審査係
電話 096-211-9111 内線4076

（３）入札説明書等の交付

本件に係る入札説明書等の資料は、「調達ポータル」サイトの「調達情報検索」で本件を検索の上、必要な情報を入力又は選択しダウンロードする方法で入手すること。

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

なお、開札日までダウンロードすることができる。

また、資料の入手が困難な場合は、上記（１）において、令和８年10月28日（水）午前９時00分から令和８年11月18日（水）午後３時00分まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に定める行政機関の休日を除く。）交付する。郵送による交付を希望する場合は、期間内に問い合わせること。

（４）本件に質問がある場合は、入札説明書６（４）に従い、問い合わせること。

（５）入札説明会の日時及び場所　実施しない。

６　入札者に求められる義務等（証明書等の提出）

入札に参加を希望する者は、入札説明書７（１）に記載されている証明書等を提出するものとし、提出方法及び期限は以下のとおりとする。

ア　電子入札方式による場合の提出方法

「調達ポータル」サイト中の政府電子調達システム（GEPS）を利用して提出する。

イ　紙入札方式（持参・郵送）による場合の提出方法

５（１）に示す担当者宛てに、持参又は書留郵便により提出する。

ウ　提出期限

令和８年11月19日（木）午前12時00分までに必着とする。

７　証明書等の審査

（１）６の証明書等を提出した者は、審査のため発注者から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（２）証明書等の審査の結果は、令和８年11月30日（月）までに通知することとし、当該契約を履

行できると証明された者に限り入札に参加することができる。
なお、審査結果は電子調達システム（GEPS）で通知することとし、紙入札方式により入札を行う者に対しては、要求基準を満たさないと判断した者に対してのみ、その旨を令和８年11月30日（月）付け文書で通知する。

８　入札書受付期間
（１）電子入札方式による場合
令和８年12月１日（火）午前９時00分から令和８年12月４日（金）午前９時50分までに政府電子調達システム（GEPS）を利用して入札すること。
（２）紙入札方式（持参）による場合
令和８年12月４日（金）午前９時50分に開札場所に来場し、入札担当職員の指示により入札すること。
（３）紙入札方式（郵送）による場合
令和８年12月１日（火）午前９時00分から令和８年12月３日（木）午後５時00分（開札日の前営業日）までに必着するように５（２）で示す担当者宛てに、二重封筒・書留郵便・親展で郵送すること。
なお、必着しなかった場合は、入札を無効とする。

９　開札の場所及び日時
（１）場　所　九州農政局入札室
〒860-8527　熊本市西区春日２丁目10番１号（熊本地方合同庁舎Ａ棟10 階）
（２）日　時　令和８年12月４日（金）午前10時00分

10　入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他九州農政局競争契約入札心得第７条に該当する入札は無効とする。

11　入札保証金及び契約保証金　免除

12　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

13　落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14　契約書作成の要否　要

15　その他　本公告に記載がない事項は入札説明書による。

以上公告する。

お知らせ
１　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表しています。
https://www.maff.go.jp/kyusyu/hachu/hattyuusyakoukikoukihojitaisaku/230207.html

（不当な働きかけ）
ア　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
ウ　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
エ　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
オ　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
カ　公表前における発注予定に関する情報聴取
キ　公表前における入札参加者に関する情報聴取
ク　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

２　農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020 について」（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、書面･押印･対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

３　農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページをご覧ください。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101